

総務常任委員会

平成18年3月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行 ○木澤 正男 松田 正
坂口 徹
中西議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企 画 財 政 課 長	藤原 伸宏
企 画 財 政 課 参 事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教 委 総 務 課 長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生 涯 学 習 課 長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	山崎 善之
同 技 師	平田 政彦	監 査 書 記	佐藤 滋生

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦 口 隆 同 係 長 猪 川 恭 弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 松田委員、坂口委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、松田委員、坂口委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、本会議からの付託議案についてであります。（1）議案第1号、斑鳩町国民保護協議会条例についてですが、（2）議案第2号、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についてと関連いたしますので、（1）（2）の2議案を一括議題とし説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

（1）議案第1号、斑鳩町国民保護協議会条例について、（2）議案第2号、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についての2議案を一括議題と致します。

理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、付託議案の議案第1号及び議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。その前に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 それではまず、議案第1号より説明をさせていただきたいと思えます。次に、要旨を朗読させていただきます。3枚目の要旨をご覧くださいと存じます。

(要旨朗読)

総務課長 内容につきましては、前回の総務常任委員会におきまして、ご説明を申し上げたところでございますが、私の説明不足もあり、委員皆様から、国民保護法につきまして、種々、ご意見を賜ったところであります。また、今、朗読いたしました要旨につきましても、説明が少なく分かりにくいとのご意見もいただいております。そのため、国民保護法の趣旨等につきまして、もう少しご説明を申し上げまして、ご理解を得てまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、国民保護全般に関しまして、お手元の資料1「国民の保護に関する基本指針（概要）」によりご説明を申し上げたいと存じます。なお、この資料は、前回の委員会で配布させていただきました資料の「国民の保護に関する基本指針（概要）」と同じものでございますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いを申し上げます。

この基本指針につきましては、国民保護法第32条の規定に基づき、国において作成されたものであり、国民の保護のための措置に関する基本的な方針、想定する武力攻撃事態に関する事項、都道府県対策本部、又は、市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項、国民の保護のための措置に関する計画等を、作成する際の基準となるべき事項について定められたものであり、基本指針の全文書は76ページに及ぶものであります。

内容としましては、資料の1ページ、1つ目として、「第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針」では、国、地方公共団体、指定公共機関等が、国民保護措置を実施するにあたり、この基

本指針はもとより、国民保護法、国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき実施をするための基本的な方針を表したもので、ひとつには、①基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施、②国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施、③武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供、④国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携、⑤啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力、⑥日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重、⑦警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。外国人の安否情報の収集等については、国際人道法の的確な実施を確保、⑧国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮、⑨内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置、の9つの基本的な方針が示されております。

次に2つ目「第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項」では、前回の委員会で申しあげました着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、の4つの想定される武力攻撃事態が示されております。

次に3つ目、資料2ページ、「第3章 実施体制の確立」では、(1)で、地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること。また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること。(2)として、国の対策本部と地方公共団体の対

策本部等の連携について示されております。

次に4つ目「第4章 国民の保護のための措置に関する事項」では、「1 住民の避難に関する措置」として、主に市町村が行うべき措置を中心にご説明を申し上げたいと思います。(1)では、警報の発令及び警報の伝達について、市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること。(2)では、国の対策本部長から都道府県知事に対する避難措置の指示及び都道府県の区域を越える避難指示についての基本方針が定められております。(3)では、避難にあたって配慮すべき事項といたしまして、「大都市」、「離島」、「原子力事業所周辺地域」、「自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域」といった地理的条件や「弾道ミサイル攻撃」、「NBC攻撃」といった攻撃パターンによりそれぞれ配慮すべき事項について示されております。

資料3ページに移りまして、(4)、(5)では、国から避難措置の指示を受けた場合の都道府県の役割として、都道府県知事は、市町村長を経由して、避難を必要とする地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡することとしており、市町村の役割としては、市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導させることとしております。

また、避難誘導の際に、市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請できることとし、市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請することと示されております。

次に、「2 避難住民等の救援に関する措置」では、(1)から(4)では、避難者の救援についての基本指針を定めており、主には、国及び都道府県の役割とされております。収容施設、食品、生活必需品の供与、避難所の開設及び管理運営に関する事項、災害時における調達方法を参考にした食品、飲料水、寝具等の供給・調達体制の整備、臨時医療施設の開設、医薬品・医療資機材等の備蓄・活用等について示されております。しかしながら、当町の備蓄品もありますことから、国民保護計画を定めるにあたっては、その整合性を図る必要があると考えております。

資料4ページに移りまして、(5)では、安否情報の収集及び提供について、個人情報の保護等に配慮することなど、総務大臣、地方公共団体の長をはじめとした関係機関における、安否情報の収集及び提供にあたっての基本方針が示されております。

次に、「3 武力攻撃災害への対処に関する措置」であります。 (1)から資料5ページの(6)で、国、各省庁、都道府県の役割として、武力攻撃災害への対処、緊急警報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、生活関連等施設の把握、安全確保、原子力事業所の安全確保、NBC攻撃への対処、武力攻撃災害防御のための消火活動及び救助・救急活動等についての基本方針が示されております。詳しくは省略をさせていただきます。

次に、「4 国民の保護のための措置全般についての留意事項」では、重要通信の確保、避難住民・緊急物資の運送体制の整備及びルート確保のための交通規制、救援物資の受入・配送体制の整備等についての基本方針が示されております。

次に、「5 国民生活の安定に関する措置」では、生活関連物資等の価格の安定、教育の確保、雇用の維持、水、電気、ガス、輸送、通信といったインフラの確保、施設及び設備についての応急復旧等についての基本方針が示されております。

次に資料6ページの「6 武力攻撃災害の復旧に関する措置」では、復旧に向けて必要な措置、また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に

係る財政上の措置についての法整備等についての基本方針が示されており
ます。

次に「7 訓練及び備蓄」では、国、地方公共団体等による訓練及び
備蓄の実施及び防災との有機的な連携等についての基本方針が示され
ており、訓練については、防災計画に基づく防災訓練と連携して国民保護
訓練を行うように配慮することや、防災のための備蓄と国民保護のため
備蓄とを相互に兼ねるなど、有機的な連携を図ることとされております。

次に、「第5章 緊急対処事態への対処」では、(1)で、前回の
委員会で申しあげました緊急対処事態の4つのパターン、一つには危
険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、二
つには多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行
われる事態、三つには多数の人を殺傷する特性を有する物質等による
攻撃が行われる事態、四つには破壊の手段として交通機関を用いた攻
撃等が行われる事態の4つの想定される緊急対処事態が示されてあり
ます。

(2)、(3)では、緊急対処保護措置については、本日、ご説明
を申しあげました基本指針の第1章から第4章に定めています基本的
な方針に準じた措置を行うとの方針が示されております。

最後に、「第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続」では、国
民保護計画を作成・変更するにあたっては、広く関係者の意見を求め
るようすることが定められております。

以上が、国民の保護に関する基本指針の概要でございますが、都道
府県においては、この指針に基づき、それぞれの地域の地理的、社会
的特徴を勘案し、平成17年度において、国民保護計画の作成が行わ
れており、奈良県におきましても、平成18年1月に計画の作成をさ
れたところでございます。市町村の国民保護計画の作成につきましては、
国民保護法第35条第1項におきまして、「市町村長は、都道府
県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作
成しなければならない。」と定められておりますことから、本町の国

民保護計画の作成にあたりましては、奈良県国民保護計画を基に、本町の特性を踏まえ、計画の作成を行って行くこととなります。

斑鳩町国民保護計画の作成にあたりましては、当町は原子力発電所やダムなどといった大きな生活関連施設はないものの、偉大な先人から受け継がれてきました文化財が多数存在しており、これらの文化財を武力攻撃等から守ること、あるいは普段から文化財を大事にすること等につきまして念頭におきながら、計画の作成を行ってまいりたいと考えております。

また、本町の国民保護計画の作成にあたりましてのスケジュールがありますが、国民保護法第35条第1項で、この計画は市町村長が作成し、作成後は斑鳩町国民保護協議会に対し、市町村長が諮問を行い、協議会の中でご審議をいただき、答申を得た後、この当町の国民保護計画について、県との協議を行い、協議が終了後、計画が確定となります。その後、町議会に対しまして、国民保護法の第35条第6項の規定で、「市町村長は、その国民保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。」となっております。しかし、この計画作成にあたりましては、有事には町民の生命や財産に大きく関係する計画でありますことから、計画作成の過程におきまして、町議会の担当常任委員会にもご相談を申し上げ、種々ご意見等を賜り、それを踏まえまして国民保護計画を作成したいと考えているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、この計画作成にあたりましては、奈良県国民保護計画及び市町村国民保護モデル計画に基づき、当町の特性も入れながら作成をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、スケジュールとしましては、平成18年5月、当町国民保護協議会の立ち上げ、町国民保護計画の作成に取りかかり、9月をめぐりに作成させていただき、担当常任委員会に素案を提出。9月末、国民保護計画（案）の作成を行ない、10月中旬に斑鳩町国民保護協議会

へ国民保護計画案の諮問、12月には斑鳩町国民保護協議会から答申をいただき、答申後、直ちに奈良県と協議。そして、12月議会の担当常任委員会へ町国民保護計画（答申）の報告をさせていただく。来年1月頃には協議が終了する予定で、3月に、町議会へ、先ほど申しました議会への国民保護計画の報告及び公表をしてまいると、このような1年間のスケジュールを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、斑鳩町国民保護協議会条例についての説明とさせていただきます。委員皆様方におかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、付託議案の2つ目、議案第2号でございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 次に、要旨を朗読させていただきます。3枚目の要旨をご覧いただきたいと思います。

（ 要旨朗読 ）

総務課長 この条例につきましては、議案第1号、国民保護協議会条例のところでご説明を申し上げました、国民の保護に関する基本指針、国民保護法等の趣旨に基づき、それぞれ対策本部を設置するものであります。内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありません。よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第1号、斑鳩町国民保護協議会条例について、議案第2号、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 前回の事前の委員会でも申し上げましたが、計画保護条例を作っていく必要があるのかなという風に、凄く疑問に感じているんですが、説明の中でも斑鳩町は斑鳩町の特性を盛り込んだ計画にしていきたいという風におっしゃっておられましたが、やはり原子力発電所、また軍事施設等、斑鳩町にはございません。そして、歴史的遺産を持っている斑鳩町が武力攻撃を受けるというのが、どうしても想定しづらいという風に思うんですが、今回、条例をこうして制定して、この計画を作っていく事によって、逆に住民の皆さんに不安を煽ることになるんじゃないかと非常に心配をしています。そういった意味で今の段階で条例を制定する必要があるのかなと思うんですが、例えば、作らないとか、作らないということがまずできるのかというのが一つと、国の方ではいつまでに作るようにと時期を決めて、期間を決めて、法の中で定めているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

総務課長 この計画につきましては、上位法であります国民保護法で定まった計画でございます。すなわち、法定受託事務でございますので、作らないということは国、県については想定されていない、当然、作られるべき性質のものであるという風に考えております。

いつまでかという事でございますが、平成16年に国民保護法が制定された段階におきまして、平成18年度中に市町村で国民保護計画を制定するというような取り決めがされております。それに基づきまして、今日まで奈良県においては平成17年度中に国民保護計画を、市町村はその翌年度である18年度中に国民保護計画を立てるということになっております。

木澤委員 特に、防災会議との内容的に重複する部分が多いということから、防災会議で対応はできるのではないかという意見もこれまで出されて

いたという風に思うんですが、武力攻撃事態法の7条というので、地方公共団体の役割に対して、国の方針に基づく措置の実施その他、適切な役割を担うという風に定められていることから、これは地方公共団体の独自の判断で実施するという措置が有り得るという風に法の中でも定められていると思うんですが、そうした事から、斑鳩町で武力攻撃を受ける国が示している中の全てが当てはまらない、斑鳩町で想定できる最小限のものを対策として計画を作っていくという中では、地域防災計画で対応するということも考えられるという風に私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。

総務課長

まず、防災計画でございますが、これにつきましては、例えば、避難の関係でございますが、避難につきましても防災計画におきましては自主的な避難と、このようにされております。ところが、国民保護法によります避難につきましては、最後の住民の方一人まで避難させると、こういった違いがございます。やはり、攻撃パターンによりまして、全員、その地域の住民の方を全員避難させるといったことまで求められるところでございまして、やはり、防災計画と国民保護計画の違いが出てきます。また、もう一つには、広域的な攻撃が想定されます。そういった場合に、市町村間、公共団体間の相互の避難、救援、こういった事も国民保護計画の中では想定されていると、こういう風に考えております。

もうひとつは、災害は突然やってくるものでございます。武力攻撃もそうなんですが、先ほど申しました文化財の保護、こういったものにつきましては、あらかじめ守っていくような事も対処できる。災害については突然起こってくると、こういう違いがあると思いますし、さらに、観光客、斑鳩町においては、そういう文化財があります関係で、観光客も来られます。そういった方への保護も、国民保護については考えていかなければならないという風に考えているところでございます。

そういった違いがあるということでございます。

木澤委員 住民最後の一人まで保護していくという趣旨というのは、私は大切だという風に思うんですが、実際に、現実的にどうやって避難をするんやという風な段階になってくると、物理的に避難になってくるんじゃないかなという風に思うんですが、あと、今課長おっしゃった中で、有事を想定して、これは元々そういう風に作られてますけど、私はその時点で日本国憲法の平和理念に反したものになっているんじゃないかなという風に思うんです。その点について、憲法違反かどうかという意識について、1点お聞きしたいというのと、現実的に避難が可能かどうか、そういった議論が実際にどこで行なっていくのか、この2点お聞きしたいと思います。

総務課長 憲法違反かどうかということですが、この事につきましては国民の権利をある程度制限するということかと思えます。これに対しましても、国民の制限が加えられる時といいますのは、国民保護法の規定におきましては、避難住民や武力攻撃が伴う被災者が生じた場合の救援に関するところに限られている訳でございます。また避難住民のための収容施設や医療施設を確保するための土地の使用や、医療の提供のための実施の確保が国民の権利に制限を加えるということが想定されます。これにつきましては、国民保護法の中では必要最小限に限られ、かつ、公正かつ適正な手続きのもとに行われるように具体的に定められているところであり、憲法違反というようなことにはならないという風に考えているところでございます。

それから、避難が可能かどうかということですが、国民保護の指針の中で申し上げましたように、避難実施要領というものを国民保護計画を策定したおり、市町村において、それぞれの攻撃パターンによる避難実施要領というものを、また定めていくこととなります。この中で、そういったことを考えていきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

木澤委員

実施要領を今後計画、策定していくと、避難経路等の具体的なパターン等を作っていくということですが、私はそれは、今の段階で不可能じゃないかなという風に考えていることから、この計画を作るということも不可能なことを想定して、実際に、攻撃、戦争を想定したものを国民、または住民さんの中に意識として植え付けていくという部分があると、非常に危惧をしております。また、憲法違反にならないということですが、必要最低限といえども、やはり過去の戦争の時にも、そうして人権を侵害しないという風になっていたんじゃないかなと、必要最低限にしようというところが全然守られたことなく、人権侵害につながってきた。例えば、軍事施設等の保管の場所のために国の方から要請をされ、それを守らなかったら、罰則等が設けられるようなものもできているという風に思うんです。そうした事から、特に戦争というのは最大の人権侵害だったという反省に立って、むしろこうした戦争を想定した、有事を想定した対処法を考えるよりも、やはり戦争にならないようにどうしていくのかという考え方を重視して、斑鳩町としても非核平和宣言をしている町ですから、それを県や国の方に強く声を上げていって、そういった対処の方向で憲法の理念にも沿った方向で平和を作っていく、その事をより重視すべきであって、今、想定され難い段階でこうして計画を作るのは、早過ぎると、今の段階で作る必要はないという風に私は考えるんですが、その点について国の方にそうした意見を申し上げていくべきだという町の立場について、どのようにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

総務課長

10年前には地下鉄のサリン事件、テポドンの発射事件、日本近海での不審船の事件が2001年にはございました。また、外国に目を向けますと、最近ではバリ島の同時爆破事件、ロンドンでの同時爆破事件、それからスペインでの同時多発列車爆破事件等が起こってきてまいります。こういった最近の世界情勢の状況というものが、突然に見えない力で襲ってくると、こういった事を考えますと、やはり国民

の生命、財産を守るためにはこういった計画を立てておいて、有事に備えるといったことが大事かと思えます。そういった計画等を立てておらないと、我々斑鳩町の職員についても動けないと、こういったこともありますので、あらかじめ、こういった情勢の中で国の方で計画を立てているべきであって、戦争にならないようにどうするのかというのは当然大事な事でございますが、そういった平和社会の中における自分たちを防御すると、守るということも大事かと考えているところでございます。

先ほどいいましたように、国の方へは法定受託事務ということで国の方で国民保護法が定められまして、それを基に国民保護計画、そして県、市町村が制定していくと。そして、それぞれの役割について国民の生命、財産を守っていくという風なことは、先ほど申しましたような社会情勢からして肝要かという風に考えておりますので、よろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

木澤委員

そこですね、先ほどサリン等のそういった緊急事態の対処というのは私も想定できると。それに対する対処であればいいと思いますが、逆にミサイルを撃ち込まれるとか、武力攻撃を受けるというのは、今、イラク戦争みたいにアメリカが起こした戦争に日本がいち早く支持をしたと、そういった事が非常に非難をされておって、またそういった事からも、武力攻撃を受けてしまうという、政府の外交の姿勢が私は問題であるというふうに考えるんです。そして、国民保護法の策定に至っても、政府の外交政策から武力攻撃を受ける事態が想定されるということで、作られていますんで、私はそこが非常に問題であるという風に思います。町の方にそれがおかしいということでも、法律で定められて、事務的にやらなければいけないという点はあるのかも知れませんが、私は非常にそこが納得いかないし、町としてもそれを、安易ではないでしょうけれども、受けていくという立場ではなく、そうした声も強く上げていって、政府の姿勢も正すという視点をしっかりと認識していただきたいという風に思います。ちょっと、長々と

質問して申し訳ないですが、国民保護協議会の中に広く住民の意見を聞いて、計画を策定していかなければならないという風になっていると思うんですが、その中で防災会議のメンバーと同じメンバーで国民保護協議会も考えているということですが、そこに住民さんの視点というのが入ってこないんじゃないかなという風に思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長 国民保護協議会につきましては、メンバーにつきましては16人ですが、県の職員、町の幹部職、それから民間の団体、それから町の消防団長、こういった構成メンバーでございまして、民意を反映するというより、具体的にはどのようなこういう団体が連携を持って、先ほど申しました、国民の生命財産を守って行くかということの計画を立てる訳でございまして、そういった中で、ひとつは専門的な知識を持たれている方、それからもうひとつは、市町村の国民保護計画の内容につきましては、先ほど申しました市町村の国民保護モデル計画というのがございまして、これに沿った形で奈良県の国民保護計画との整合性を諮りながら作っていく訳でございまして、そういったところで住民の方の意見も必要かと存じますが、やはり計画書を作るのに、専門的な知識を有している方を中心にこの計画を立てていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りますよう、お願いいたします。

木澤委員 住民の声が反映されるのも、そういう視点が入ってないのではないですかということで、お聞きをしたんですが、行政側等、専門的な立場から計画を策定していくという認識ではちょっと私の認識と思いと相違点があるという風に思うんですが、先ほど社会的弱者についての保護ということも計画の中で位置付けをしていくという説明もありましたけれども、そうしたところでも、やはりそういった立場の人が実際に避難をするときに、どうしていかなければ弱者の人たちを守っていく事が出来ないという点については、やはりしっかりと意見を反映

させなければ、そうした具体的な計画になってこないんじゃないかなという風に思いますけれども、そういった意味でも住民さんの視点、私はこの協議会の設置には反対という立場ですが、もしこれが作られていくようになったら、そうした視点というのは町としては重視をしてほしいという風に思います。

松田委員 自治体の任務としてはね、住民の財産と生命を守るための安心、安全の施策というのは万全を期していくべきであるし、そのための体制を作ることについては異論がない。ところが、その立場に立って考えて行くと、今まで、我々としては、いわゆる地震、火災あるいは水害等、自然災害等を予想しながら、その対応策を立ててきたし、訓練をしてきた。それはいわゆる、ひとつの指針となるのは防災会議だっと思うんです。それは現在も持続をしているし、続けられていると思うんです。今ここに改めて、武力攻撃による対処方針を改めて作らねばならんと、そのための協議会を設置しようとしているんです。ところが、先ほどからの質問者も言われているように、想定をしているですね、武力攻撃事態としては4つ挙げられています。4つ挙げられていますのを見ても、果たしてそういう攻撃の対象になり得るような状態に斑鳩町はなっているかどうか、ということを見ますと、極めて、それほどこの対象になるような状態というものはないんじゃないか、という感じがしないではないんです。戦中戦後の混乱期中で、青春を迎えてきた経験を持っている私として、この4つの中で仮に考えられるとして、今日までの体験の中ではこの4項の空爆の関係だったと思うんです。これは狙われて落とされたものもあるんでしようし、頭に当たったという関係もあると思うんですが、果たして斑鳩町などはこういう関係について狙われる状態にあるのかどうか、という事になってまいりますと、今日まではそうではなかったという風に思うんです。従って、武力攻撃として想定している4つの関係について該当するかどうか、ということになりますと、必ずしもその目標とすべき、住民生活に欠くことの出来ないという、例えば、空港が

あるとか、港湾施設を持っているとか、あるいは原子力発電所を持っているとか、という風な関係のですね、国民生活に欠くことの出来ないけれども、それだけに攻撃を受け易い、狙われ易いという施設というものを有しているのかというところとそうでもないという風に思うんです。そういう中で、あえて、保護協議会という法律で決まったからということで、設定をしなければならぬのかなど、本当にそういう事を、想定をされているようなことはご最もでございますという風に受け止められるのかどうか、という事になると些か私は疑問を持つんです。しかし、先ほど冒頭申し上げましたように、住民の安全と安心を守るための施策というのはやってやり過ぎるということはない訳ですから、するに越したことはないと思う。しかし、そのための理由付けとして武力攻撃に対処するためだという言い方はいかななものかという風に私は思うんです。それと、せめてこういうものを作るとすれば、斑鳩町の特徴として一体何を守るべきなのか、という事になってくるだろうと思うんです。先ほども説明がありましたように、住民の生命と財産を守るということは当然でありますけれども、それと同時にですね、世界の文化遺産に指定までされるという歴史的な文化財を擁している斑鳩町として、どう平和を守り、住民の生活を守り保護していくのかということになりますと、そういう要素を受けないことを、まず、考えるべきだということが大前提になるだろうと思うんです。だから、そういう立場から考え、なお且つ、しかもこの今日まで色々苦勞をしながら、努力をしてこられた先輩の方々に報いるためにも、我々がこの資産を守っていく。そして、それをさらに後世につないでいくという任務があるんだろうと思うんです。そうした立場に立つからこそ、斑鳩町はですね、非核平和宣言をしているんだと思うんです。そして、反核の立場で平和を維持しなければならぬという立場で、そのことが住民の安全と安心を守り、いわゆる世界に誇る文化遺産を守っていくことに繋がるんだという固い信念の元に、いわゆる世界のいずれの国であったといたしましても、核実験などを行なう場合については、今後嚴重に抗議をしていくというのが、斑鳩町の町長の姿勢であるとい

う風に思うんです。僕はその事についても万全の拍手を送りたいと思うし、全く共鳴しているんです。賛成なんです。斑鳩町はそうでなければならんと思うんです。そういう立場でも、なお且つ、国民保護協議会の条例を作ろうとするんなら、なぜその事を趣旨のところに盛り込まないか。この趣旨というのは全く法に基づいて、武力攻撃があった時にはこうして守るんですよ。守る守り方というのは、どういう風に考えているのかということ、先ほどから聞いていますと、いかにして逃げるかということしか言っていません。逃げた時の食料の確保はどうするのかということしか言っていません。しかし、それはどこへ逃げようと、どういう風にしようとどうにもならん事なんです。本来。それならですね、ここで新たに武力攻撃の関係で逃げる場所を造るためにということで、防空壕でも掘るつもりしているのかということをお願いですけど、そういうことでもないということでありまして、私は斑鳩町の特徴、斑鳩町がどうしても守らなければならんというものを、趣旨のところにきちっと盛り込んで、だからこの保護法が必要なんだという形を住民に訴えるということがなければならんという風に私は思うんです。なぜ、こんな中央から来ている、こういう関係だけを説明をしてですね、斑鳩町がよってこの条例を必要としているということについて、具体的に訴えるための説明をしないのか、という事について私は疑問に思います。だから、先ほど言われたような関係というのは、もし、真実という風に考えているとするならば、なぜその趣旨のところに、平和を供給していく、住民の安全と安心を守るということが前提である。万が一にもこういう状態になった時にはこうするんだという立場でこの条例を制定するんなら、するという環境をですね、なぜ位置付けをきちっとしないのかという事について、極めて、位置付け、趣旨というものが曖昧であるという事について、申し上げたいという風に思うんです。

それから、法律の関係ではですね、こういった関係を作った場合には必ず議会に報告、速やかに報告をして、こういう風にしなければならんということを明記してある。ところが、斑鳩町の関係については、

従来のこういう条例と同じ形態を採ってしまっている。そして、6条で、いわゆるこの関係については必要な事については会長が協議会に諮って決める云々、という事を言ってますけど、肝心要の住民の代表である議会としての立場というものを全く尊重しているのか、いないのか。先ほど説明にはありますけども、そういった関係を入れていない。法律でさえも明確にしている関係について、少なくとも私は、6条でこういう事を書くんなら6条で決めて、7条の関係について、必ずこういう手立てを講じた場合は、あるいは講じようとするときには、議会にも了承を得て、議会にも報告をし、住民にも公表をするということによって、先ほどの質問者の言われているように、住民の意向というものを咀嚼し、住民の意向を尊重したことになるんじゃないか、あるいは住民を守る立場を鮮明にする事になるんじゃないか、あるいは住民の理解を得る事になるんじゃないか、また、住民が本当に行政が守ろうとしてくれているんだということを表明することになるんじゃないか、こういうように私は思うんです。なぜ、そういった関係についても、ここに入ってこないのか、条例に入ってこないのか。この条例の関係は組織の関係だけなんです。この関係については防災法の関係、あるいはその他の条例といっても、全部この関係は入れてます。趣旨を除いて、2条、3条、4条、5条、6条の関係なんていうのはどこにでもある事なんです。こういう在り来りのものになっているんじゃないか、という事は意図しているのか、意図していないのかは別にしてですね、極めてマンネリ的な条例の制定になっているんじゃないかと。この条例の制定をしなければならん意義とその目的というものをしっかり捉えて、そしてここに条例を制定しようという、気迫なり、空気が全然見えてこない。中央が言うさかいに、やってますねん。というだけの事にしかなっていないという風に私は思うんです。それと、今日までも言ってきましたけど、あえてこういう関係を作るよりも、防災法の関係にほとんど適用されてきている状態がありますから、こういう時に設けなければならんという状態があるならば、防災法をそれに準じて、これに切り換えるという形も採れるや

ないかという事も申し上げてきたことも事実なんです、そういう手だてを講じようとしな。ただ単に、前回説明をした分については、説明不足であったからという風な言い方でもって、いわゆるこの法に関する指針の説明を具体的に行なったということだけにすぎないと思うんです。そこに斑鳩町の特徴として本当にこういう事を考えていこう、こういう事を入れていく、あるいはこういう事を条例で決めるんだということにはなっていない。全く、説明者が口で言っているだけのことに終わってしまっているというところに私は不満があるんです。だから、全体の関係の委員会の意見などを尊重し、さらにそういう事を練って議会の全体の合意を得ようとするならば、この条例というものが僕は内容が変わってきてもいいと思う。説明を付け加えるんなら、こういう関係についての説明をしなくても十分、こうして明らかにするという、そして条例制定をするという事に協力を得るという姿勢をなぜ採れないのか、こここのところにおいて、大いに疑問とするところなんです。特に、今回これから対策として決めていこうとする関係についても、この関係でいくなれば、少なくとも基本方針の自主体制の確立、以下4章に国民の保護のための措置に関する事項、この関係に私はなってくるんだらうと思う。住民の避難に関する措置の関係の位置付けも、自主防災組織などは、あるいは自治会等についての協力を要請したからやりなさい。そして、これは逃げ場所を言うだけなんです。これは、私たちの経験から言うと、どこへ逃げて行っても、逃げた場所が幸いすればいいんですけど、そうでない限りにおいては火を避けて通っているだけで、逃げて回って、ようやく生き延びたという関係にある訳ですね。一体、どういう格好で避難場所を設定しようとするのかという風なことについて、緊急の場合の、しかも戦時という関係についてですね、武力攻撃を受けるという関係に立って、逃げ場所というのはどこにやったら安全だということが言えるのかということになってくると、私は言えないと思う。施政方針でも言ってますように、いわゆる平時においても訓練その他を行なっていくんだということを行っています。それも必要なんでしょう。しかし、これは戦時

の関係であって、防災訓練の関係でも同じ事なんです。変わった訓練の方法ないと思う。仮に、今までの教訓をひとつにいていくとするなら、私は、先ほどもご説明ありましたサリン事件のような関係で、部分的にテロ攻撃ですね、というのがあった時にどうするのか。そういうものについて、16人で構成するというんですが、それぞれの人々が対処をするためにという防毒マスクなどについて設置する考え方あるのかどうか、僕はないんだと思う。しばしば訓練をしながらでも、そう思うんですが、必要なんだという関係はどの程度に持続されているのかという関係についても、通常の防災ですよ。こういう関係でという事でない訳ですよ、設備。こういう事を放置をしながら、口先だけでいかに言ってみても、本当に防災会議と一緒に、この価値というものが得られるんだろうか、どうだろうかというところの疑問があるんです。だから、そういう意味では条例についても、ただ単に形式的な条例の実施に上に立って、斑鳩町の特長、斑鳩町が考えている平和主義、住民の安全と安心という関係をどう守るかということの理念というものを、ちっきりした上に立ってですね、武力対処攻撃が仮にあった場合にはこうするんだと、というような関係で制定をするんだという風な関係であるとか、具体的に作った場合にはこういう関係について明示をして、議会でも了承を得た上で、住民の理解を得、被害を最小限で留めたいんだという風なことが、7条の関係などになぜ入ってこないのか、ということについて、私は当局がどういう風な見解をお持ちになっているのか聞いておきたい、こういう風に思うんです。

肝心要の関係はですが、根拠も条例上わからん。組織だけは分かる。しかも、組織の関係につきましても、町職員をもって組織することになってますから、規定外の関係は。既に、それは各部長をもって充てるとか、何をもって充てるとかという関係については、既に考えている。具体的には。しかし、こういう事で本当にいいのかどうか、それについて、条例とかそういったものが初めてできてから言えることであるし、あるいは説明を受けて初めて質問を受けて、答える考え方として述べられることであって、決して、答えありきの問題ではないと

思う。防災会議の例を持って来るんだったら、僕は防災会議を適用したらいいじゃないかと言っているのも一緒なんです。同じメンバーにするんだったら、それと全く変わりませんという事になってくるはずなんです。ところが、新たに設定をする必要があるといいながら、メンバー構成その他については全然一緒なんです。という考え方については、全く、自主的に自立性を持った行政の執行という事を考えていることではなくて、単に、国が言うから、県が言うからという関係だけで形態を整えようとしているに過ぎない。ここに行政としての最大の欠陥があるのではないかというような認識を持っているんです。この認識の仕方に誤りがあれば直してもらいたいと思いますし、ご意見をいただきたいと思うんです。ただ、私は基本的には、地方自治体の任務というのは住民の安心と安全であり、なお且つ財産を守る。そして、斑鳩町の伝統と言われている歴史的文化財をいかにして守っていくか、そして、いかにして後世に伝えるか、いかにして戦争からそういうものを、悲惨な状態というのを防ぐかどうか、という事に任務があると思うんです。幸いにして、新聞報道によりますと、国会でも自民、民主、公明、各党の有志が共同で、文化遺産の保護国際協力推進法案を設定しようというふうに、提出をしようという風に決めたと言われています。そういう概念こそ、斑鳩町等が呼びかけて、さらにそれを促進する方向に向けて、そしてこの有事法を優先するよりも、いかにしてそれを防止するかという関係の立場に立って、訴えて行くべきではないのか。なお且つ、法隆寺などが今日まで戦争災禍から守られてきたという関係については、ご承知のように、法隆寺にガーナの碑が建っていると。これなんかについても、平和を維持し、文化財を守ってくれた大恩人であるという立場から石碑を建ててですね、平和の誓いを新たにしていくという教訓があるんじゃないですか。そういう教訓を、なぜ生かして条例にしていけないのか、という事について、極めて不満だということを申し上げておきたいと思うし、これを守ろうとする、こういう事を作っていくって、少しでも住民の生活を安定しようという事については、決して反対するものではありませんけども、

理念としてですね、そういう事が欠落しているのではないかということ
を申し上げて意見を聞きたいと思うんです。以上です。

町 長

確かに、松田委員のおっしゃるとおりでございまして、斑鳩町とい
うのは、法隆寺、あるいは中宮寺、法起寺、法輪寺、あるいは竜田川
という、ひとつの昔から、歴史遺産という、大きなものがございます。
その関係等について、一番恐れる事は、ゲリラとか、航空関係の、
上から射撃をされるとか、という関係等について、過去には、昭和2
0年の広島、あるいは長崎の原爆等による中では、法隆寺とか、こう
いうお寺があるということで、焦点が外されたというようなことも、
色々と語り伝えられておりますが、我々としては、先だっても法隆寺
の国宝である西室のところをされたというところから、先だっても法
隆寺で警察、関係者等によってですね、そういう関係のところでもや
っておられますように、我々としては、こういう事に使わん、大きな
問題あるし、住民の安心、安全を守っていくという中で、色々とおっ
しゃっていただいた施策というものを盛り込む。斑鳩町特有のものを
盛り込むことも一番大事だろうと思います。上位解脱ということで、
国からこういう形をするという中でも、条例等についてそういう事も
踏まえて、我々としては慎重に考えていくべき。防災関係のメンバー
等とかございますけれども、そういうメンバーの中でどういう形をと
っていくのか、また、国民会議のメンバーについてはどうあるべきか
ということも、十二分に考えます。先だっても、予算委員会にありま
したように、町の職員の中にも斑鳩町に住んでいる職員とあるいは斑
鳩町に住んでおらない職員とございます。そういう事を考えますと、
起こった時に直ぐ連絡をとって、直ぐ来れるという地元の者が、そう
いう連絡等が取れて、早く処置ができます。そういう事も踏まえた中
で、そういう点についても安心、安全を考える中では我々としては十
二分に配慮していくことが一番大事だろうと。ただ、マンネリ化して
いくことによって、やったらこれでいいと、こういう条例を作ったら
それでいいということではなしに、新たに心構えを変えて、姿勢を変

えてやっていく事も大事だと思います。確かに、そういう事も今後、私もいつも職員に申し上げるんですが、同じ事ばかり繰り返すんじゃなくて、何か変わった事をしていくということも考えていかなかったら、予算でも一緒に、なぜ予算が削られていくのか、そういう事についてもっと議論をして、自ら職員がそういう事を自発的にやっていくことが大いに町が変わっていくであろうと考えております。いずれにいたしましても、安心と安全を考える中で、松田委員がおっしゃっていただくように、この条例が、あるいは法律がという事になる訳ですが、防災会議との関係の点もございます。十分、そういう点を精査しながら、今後、我々としてはこの関係等について、住民の安心と安全を守るために頑張ったいと思っております。

松田委員 町長が述べられて、ほぼ私どもが言っている関係についてもご理解いただいているようでありまして、いずれにいたしましても、私は1号、2号の関係について、先ほど説明者も言われてますように、具体的な対策を立てるについてはですね、是非ともそう言った関係について、私が申し上げているような関係についても十分に意を尽くして、これが斑鳩町の特徴を示した、いわゆる条例となるようにあるいは対応となるように十分に意を尽くしていただきたいと思う。場合によっては、それらが出来た段階でもと思いますけど、条例その他の関係、趣旨などについてはより明確にするように配慮をしてほしいという風に私は思うんです。その事によってこそ、初めて生きた条例になってくるのではないかと。ただ単に、能弁で、多弁で、その事を過ごすということであってはなりませんので、少なくとも有言実行、これは予算の時に言いましたけれども、そういう立場に立って、これが具体的に、条例制定の趣旨が生かされていくように、十分な配慮を特に求めておきたい、こういう風に要望を申し上げておきたいと思っております。そういう立場で、住民の安全と安心を守るために、文化財を保護するための具体的な施策を立てるということについては、何ら異論を申すものではないという事だけ申し上げておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
取り纏めのため暫時休憩いたします。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時31分 再開)

委員長 再開いたします。
お諮りいたします。議案第1号について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり。」との声)

木澤委員 私は反対するに当たって、先ほど申し上げました意見とその他にもう少し反対意見を述べさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、この条例を見る限りでは、初日の総括質疑の中でも協議会の目的がはっきりと分からないという事がありましたので、その目的、何のために設置をするのか、明確に書き込むべきであると、さらには住民や議会との関係についても条例の中で明記をするべきだという風に指摘をしたいという風に思います。

また、この条例は議案第2号とも併せて、武力攻撃事態法に基づき、国民保護法をはじめとする有事法制の自治体レベルでの具体化として提案をされているものです。政府は日本が他国から武力攻撃を受けた日本有事の際に日本国民を保護するための法律だという風に説明していますが、有事法制をめぐる国会審議の中で政府は日本有事の想定、

どのような可能性があるかについて具体的な事例を示すことができていない。実際、防衛計画の大綱では、我が国に対する本格的な侵略事態、正規の可能性は低下していると明記されており、政府自らが日本侵略の可能性が低下していると述べているのに、なぜ今、国民保護法の具体化を進める必要があるのか、強い疑問があります。

私は国民保護計画というのは斑鳩町の住民を必ずしも保護するためだけのものになっていない。イラク戦争のようなアメリカが起こした戦争に日本が自治体レベルまで含めて具体的に協力する仕組みを造るためのものであり、住民、地方自治体、民間機関をこのような戦争に強制的に動員させようとしているものであると、非常に危惧を感じております。私は町民を守るという観点でものを考えるなら、斑鳩町は国民保護法の具体化をするのではなく、非核平和宣言の具体化をするという立場から有事を起こさせない平和外交の努力が必要だという声を国や県に上げていくべきだと考えます。

また、世界文化遺産の法隆寺をもつ町として、国際交流を通じ、世界中の人々へ平和主義の理念を強く発信していく、そうした役割こそが大切だという風に申し上げ、協議会の設置に強く反対であるということ意見を意見として申し上げておきたいと思っております。

坂口委員 私は、この協議会を設置するに当たりまして、斑鳩町の場合、有事でありますとか、武力攻撃等などは考えにくいと思っております。しかしながら、世界遺産の法隆寺を持つ町といたしまして、その地域性を盛り込みました条例の制定及び運営方針等を実施の段階で、具体的に求めることをお願いしまして、賛成したいと思っております。

委員長 本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって議案第1号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第2号について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり。」との声)

木澤委員 議案第2号についても反対の意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

先ほどの議案第1号で述べましたように、そもそも武力攻撃事態法、国民保護法、こういったものは有事を想定したもので、私はこれは日本国憲法に違反しているという風に考えます。

反対の主な理由は先ほど述べたことと重複しますので避けませんが、実際に攻撃をうける可能性についても、斑鳩町は攻撃対象となる施設等もなく、また避難等の想定にしても非現実的なものとしてしか捉えることができないので、斑鳩町で想定できるものがあるのかどうか、ここの議論をしっかりとし、現実的な対応を考えるべきだと思います。武力攻撃事態対処法7条は地方公共団体の役割に関して、国の方針に基づく措置の実施、その他適切な役割を担うとしています。これは、各地方公共団体が独自の判断で実施する措置があり得ること、つまり、これまでの地域防災計画で対応するという立場を採ることも可能であり、今の段階で対策本部を設置する条例を作る必要はないということ、私は意見として申し上げておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 本案については、賛否があります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって議案第2号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、(3) 議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 付託議案の3つ目、議案第4号でございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容に、新たに追加させていただいているところがございます。今日まで、議会におかれましては、単独町制に対する財政の健全化に資するため、積極的かつ慎重に検討を重ねられてまいられました。その中で、平成18年度から予算に反映できるものとしまして、議員報酬につきまして、当分の間、概ね7%相当の額を報酬月額から減ずる旨、一定のご結論を出されたところであります。早速、そのことを受け、前回ご説明させていただいた改正内容に、新たに改正する旨を加えさせていただきました。その減額の改正につきましては、別表の本則の額を改正するのではなく、付則において、議長、副議長、議員皆様の別表に規定する報酬月額から7%相当の額、すなわち、議長においては、26,000円、副議長においては22,000円、議員においては20,000円を減じた額を月額報酬とする旨、付則において1項を追加をさせていただくものであります。その他につきましては、前回ご説明をいたしました内容と変わりはありません。それで

は、要旨の朗読をもちまして、説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(要旨の朗読)

総務課長 以上、簡単ではありますが、議案第4号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

坂口委員 三役の方の給料ですが、17年度については期末手当、退職金等について減額前の金額で計算されていたと思いますが、来年度については減額後での計算になってくると思うんですが、その辺説明お願ひしたいと思います。

総務課長 17年度の三役の給料につきましては、減額した額で期末手当を支払っております。

坂口委員 18年度の方は、どのようになっていますか。

総務課長 18年度においても減額した額で期末手当を支払うこととしております。

委員長 他にございませんか。

木澤委員 4号につきましては、初日の総括質疑、また予算委員会でも今後委員報酬についての町の方針と公民館長の位置付け等、色々意見をいた

だいていたという風に思いますが、町の方として、住民検討会議の方からも出されている方針等、踏まえて、今、今後どのようにしていこうと考えておられるのか、確認を取らせていただきたいと思います。

町 長 申し上げてますように、まだ提言が出ておりませんし、中間報告はいただいております。ただ、目標年次は設定されてますから、私は、現時点では管理職とか、議会のみなさん方の暖かい気持ちで、そういう形にはなってますけども、目標年次の設定の中ですから、私には何も、急ぐというか、そういう事でできていくものについてはやっていくということで、平成18年度に報酬審議会等開いてですね、報酬の関係等についても、あるいは費用弁償の関係ですか、この関係等についても見直していただくというのか、そういう事も踏まえてですね、予算委員会でいただいたご意見等を十二分にして、18年度6月ぐらいから報酬審議会を開いていただいて、10月か、11月に結論を出していただいて、12月議会には上程できるように進めてまいりたいと考えています。

木澤委員 財政健全化ということで整理のできるものは、町長も早い時期でできるものは対応していこうと考えておられるようですので、その整理というのを、他の委員さんからも、また他の議員さんからも言われているように整理をして、理解ができるような形で纏めていただくようお願いをしておきたいと思います。

あと、本来でしたら議案第4号につきましても国民保護協議会の設置に関して、その報酬のことが含まれてますので、その事については反対の立場ではあるんですが、介護保険の制度改正、今回制度改正、それ自体には問題があるとは考えているんですが、制度上、重要な存在となる地域包括支援センター、この運営協議会の設置は必要であると考えております。また、議員の総意として纏められた報酬の減額。これは、新年度から実施できるようにと、今回提出されているもので、非常に、やはり議会としてもよく考えており、大変意義のあるものだ

と私も考えます。最終的に、議案第1号が可決となれば当然委員に報酬は支払わなければいけないということと、また、もし否決となるのであれば、修正をしなければいけない議案であるという判断に立って、非常に判断というのは難しいという風に思ったんですが、1号議案の最終的な結論を待つということで、今回はこの議案に対しましては反対をしないということで、意見として申し上げておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

松田委員 ひとつは予算審査特別委員会でも申し上げましたが、公民館長の非常勤特別職から臨時職員へと移行しましたと、ここで書いているんですが、その位置付けと賃金いくらにしたかという関係について、明確にする措置を講じてほしいということがひとつ。

二つ目には、国民保護協議会の設置が決まりましたけども、16名で構成しながら、その報酬の対象になる関係については3名だという風に予算審査特別委員会では説明を受けています。それはそれとしてですね、特に、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、必ずしも、定員の関係は明らかにしていない訳ですね。そういう意味でできれば、そういう関係を明らかにしないといかんのではないかなという風に思います。従って、先ほどのご答弁にもありますが、今後、特別職の関係について報酬のあり方も検討されるようですが、できれば各委員会の数ですね、委員会の数についても明記をしてもらうようにしてほしいと思うんです。それがひとつと、今回ですね、今日まで適用している報酬の関係で、公務員に準じた扱いとして、この報酬の適用外になる関係で参加をしておいでになるという分があるとすれば、そういう委員会は、特に国民保護条例の協議会外で、他にどんなんがあるのか、あるいはないのか、ちょっとその事だけ聞かせてもらえますか。

だから、2つ聞いている訳ですね。国民保護条例と同じような形で定員と支払い対象者と相違がある分があるのかどうかということと、

それから報酬審議会の委員がおいでになりますけど、今後検討するについて、委員の数も金額だけじゃなしに、委員の数も調べて書いておいてほしいということだけ要望したいと思うんです。後段は要望です。

2つの点についての質問はお答えください。

教育長 この件について予算委員会でもご質問ございました。今回、館長を臨時職員に変更したということでございますが、館長を常勤にしていくということがございまして、常勤の場合、特別職扱いではないと、こういう定めがございますので、そうした事から臨時職員の位置付けにして、常勤勤務をさせていただくということに変更をさせていただいております。金額については月額18万8,000円でございます。

教育長 館長については、公民館が行ないます運営全ての責任を持っていただく訳でございますが、その中でも特に、各公民館の事業の実施、企画、そういったものについての責任を持っていただくということでございますし、また当然、公民館に従事する職員の指揮、監督というようなこともございます。これについては、教育委員会が任命いたしまして、教育長の推薦により、教育委員会が任命すると、こういうことでございます。あくまでも管理職としての公民館長でございまして、管理職としての任務を持っていただくという事でございます。

総務課長 各種審議会の中で定数でありながら、報酬を支払うものがそれより少ない委員会はあるのかという事でございますが、これについては、一つは防災会議がございます。他にも幾つかございますが、今手元にその資料がございませんので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

松田委員 教育長にお尋ねをしているのは、予算審査特別委員会でお答えをいただいた関係はその関係でいいんです。公民館長というのはどういう位置付けなりをしていくのかということ。それも、色々変遷をしていますから、どう位置付けをしていくのかということが明確でない。い

いわゆる職務という風に言った方がいいのかも分かりませんね。臨時職員の定義という関係と、随分違うと思うんです。私が理解している分とはですね。今説明を受けて言われるのと、ちょっと違うと思うんですが、公民館長というのはその時その時、常に変わっていくと。そして、給料の関係も、その時対象になる人によって変わるんでしょうけど、臨時職員としての位置付けするのか、公民館長がなぜ臨時職員なのか、ということについての位置付けがはっきりしていないんじゃないかと思うんです。分からんのです、これは。臨時職員とって、なぜ臨時職員にするのか、位置付けるのか。臨時職員の賃金というのは、担当者に聞きましたら、地方自治法で決まっているようですが、そういう関係について、特に明らかにしながら、ここに来ている訳ではない訳です。とにかく、非常勤から臨時職員にしたという事だけしか、我々に説明をしていない訳ですから、そういう関係でいいのかという関係もありますから、もうちょっときっちり位置付けして、今後の関係もあると思うんですよ。色々人を減らしていく云々という、正職員をおいて、臨時職員にするんやと、賃金を地方自治法を適応するんやと、いうことにしていかれたんではね、いわゆる人員構成その他についてでも、色々な今後出てくると。いちいち正職員と臨時職員とじゃなくて、きっちり押えていかんと十分理解できないということになってしまうんじゃないですかということ懸念しますんで、今お尋ねをしているんです。だから、もうちょっとはっきりしないといかんと思うんです。というのは、人事異動の時期になってまいりますけど、その時その時の、職員の勤続年数、あるいは同僚との関係、その他も色々配慮されていくんだということは承知もしているんですが、そういう事はやむを得ないと思うんですが、その事のための人材のあり方によって、色々変わっていくと、扱い方が。その時その時、便宜的に措置をされるように思われるんで、そういう事ではあまりにも品がなさ過ぎるんと違うかという風に思われますし、その代表的な例が公民館長の位置付けがどう違うんかなと、あまりにも変遷し過ぎてますから、その辺をきっちりしておいてほしいと。ここで答弁難しかったら結構

なんです。予算委員会と同じような事を言ってもらっても仕方ないんでね。ただ、今後ですね、公民館長をどう位置付けて行くのか、という事について明確な方針を出してほしいと、あるいは提起をするようにしてほしいと、そのために検討してほしいということだけ注文しておきたいと思うんです。

委員長 先ほどの防災会議はお答えいただきましたが、その他の委員会、審議会については文書で配布していただけますか。よろしく願いいたします。

他に。

木澤委員 公民館館長の位置付けに関して、例規集の中で、図書館長については臨時職員として位置付けをされて、19万6,000円の賃金という風になってますが、公民館館長についてもそうした形でここに入れていくという風になるんですか。

総務部長 おっしゃるとおりでございます、その所にそれを加えていくという事で位置付けさせていただくという事でございます。

木澤委員 金額が図書館長と違うんですが、それについては。

総務部長 支払いをいたします賃金の方には、現在見直しをするところではございましたので、その関係につきましても同じように見直しをさせていただく。先ほど申し上げましたのは見直し後の金額を申し上げておりましたので、19万いくらという金額を見直したら、18万8,000円になると。今回の一般職の職員の給与等、改正をさせていただく、それに準じまして改定をさせていただくということでございますので、改正した金額を先ほど教育長の方から申し上げたものでございます。

木澤委員 そうしましたら、図書館長についても金額が今後変わってくると。

総務部長 その通りでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、暫時休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時01分 再開)

委員長 再開いたします。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については満場一致で当委員会として可決すべきものと決しました。

続いて、(4)議案5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、(5)議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、同様の改正趣旨にもとづくものであり、一括議題とし説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。(4)議案5号、特別職の職員で常勤のもの

の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、（５）議案第６号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての２議案を一括議題と致します。

理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、付託議案の議案第５号、第６号でございます。まず、議案第５号の方から議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありません。なお、要旨につきましては、前回の総務常任委員会におきまして、ご指摘をいただきました事項につきまして、追加をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、４枚目の要旨の朗読をもちまして、説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（ 要旨朗読 ）

総務課長 以上が、要旨でございます。

次に、議案第６号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 内容につきましては、先の議案第５号と同じ趣旨にて上程をさせていただいております。前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありませんが、要旨につきましては、ご指摘のありました事項につきまして、追加させていただいておりますので、

よろしくお願いを申し上げます。

それでは、要旨の朗読をもちまして、説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(要旨朗読)

総務課長 以上で、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 月額についての報酬につきまして示していただいておりますが、退職金の方にも反映をさせていくという事では、数字的にどういう風に変わってくるのか、分かりましたら教えていただきたいと思ひます。

総務課長 平成18年度から三役及び教育長の減額した額をもって退職手当組合への負担金を支払っていくということで、具体的には退職負担金の額ですが、三役及び教育長の合計で103万円、年間の負担金が減額される事となります。個別には、町長においては38万7,450円、助役は25万9,920円、収入役は19万8,900円、教育長については18万3,900円の1年間の減額となります。

木澤委員 そうすると、4年間の任期を終えて退職金の合計で、どう変わってくるのでしょうか。

総務課長 四役全てで4年勤続した場合の退職手当で516万1,000円は

ど減額になります。町長においては268万6,000円、助役については114万3,000円、収入役については74万2,000円、教育長については58万8,000円の退職手当の減額とまります。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第5号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。議案第6号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(6)議案第7号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、付託議案の6つ目、議案第7号でございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 まず、要旨を朗読させていただきます。最後のページの要旨をご覧くださいと存じます。

(要旨朗読)

総務課長 なお、今、朗読いたしました要旨の中で、平均4.8%の引き下げは、国の給料表の全体の平均引き下げ率であり、当町職員を新7級まで分布させた後の実質の引き下げ率は、平均3.6%、約4%となっておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

改正の内容についてですが、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容で、1つだけ追加をさせていただいたところがございます。その追加させていただいた内容でございますが、新給与制度の標準的な定期昇給は、1年に4号給昇給させることとなりますが、新7級の職務の職員については、標準の定期昇給を3級とする旨を追加させていただきました。これは、国の制度に合わせましたもので、中高年齢層の給与カーブのフラット化に資するものであります。

また、これにより、全職員にかかります新年度から平成22年3月までの4年間の昇給抑制につきましても、新7級に位置付けされる職員の昇給抑制は、標準の昇給抑制の3号給から2号給に抑制をすることとして、この改正条例の付則第13項におきましても、その旨を追加させていただいております。

今申し上げます、追加させていただきました部分でございますが、お手元の議案書の2枚目の改正本文の11行目、第4条第4項の括弧書きの部分でございます。括弧書きを朗読いたします。「(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給)」、この部分を追加させていただいておりますのと、そのあと、3枚目、議案書の初めからは5枚目でございますが、上から4行目の

付則第13項に係る表部分の上段が3号給、下段に2号給の部分について、新7級に位置付けされる職員の昇給抑制の文を追加させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それ以外につきましては、前回の委員会に提出させていただきました内容と変わりはありません。

なお、この条例以外の規則の関係のことでございます。給与条例に係ります規則の一部改正でございますが、国の人事院規則は徐々に公布されてきておりますが、それを受けての市町村の給与関係規則が、いまだ、県から示されておらず、県市町村課の話では、3月末ごろ、もしくは4月に入って直ぐに、規則の「参考例」を示すとのことであります。そのため、当町の「給料等の支給に関する規則」及び「初任給、昇給、昇格等に関する規則」につきましては、国の給与制度に準じた参考例が示された後に改正を行いたいと考えておりますが、その規則の改正される内容は、まず、昇格時の対応号給表、新たにこれが設定されると考えております。それから初任給基準表、それと級別資格基準表、これも4分割された給与に対応するものとして変わってくると思います。それから勤務成績による勤勉手当支給の改正条文など、給与制度の運用面での新制度への改正でございます。こういった内容を盛り込んだ規則の改正に合わせまして、管理職手当の引き下げ、部長級は11%から10%、課長級は9%から8%、課長補佐級は8%から7%、幼稚園の園長は月額13,500円から12,000円へ引き下げの内容も併せました管理職手当の引下げの改正も併せて行ってまいりたいと考えておりますので、給与関係規則の一部改正につきまして、今しばらくご猶予をいただきますよう、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第7号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 初日の本会議の総括質疑の質問の中でも、組合との交渉で了承を得ているということですので、この議案について私は了承をしたいという風に思いますが、職員の人事評価制度について、以前に、慌てて取組む必要はないと、国の方からもまだ細かいところの方針も出てきてないということだったんですが、その後についてはどうでしょうか。

総務課長 規則と同じく、まだ具体的な例は示されておりません。今後、そういった例が示された段階で当町の導入について考えていきたいと考えております。

木澤委員 重ねて申し上げますが、特に慌てて取組むのではなく、組合等々ともよく相談をして、今後導入については検討をしていただきたいという風に思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第7号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(7)議案第8号、斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは付託議案の7つ目、議案第8号についてでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりはございませんので、4枚目の要旨の朗読をもちまして、説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(要旨朗読)

総務課長 以上で、議案第8号、斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(質疑なし)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって議案第8号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(8)議案第16号、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは付託議案の8つ目、議案第16号についてご説明申し上げます。その前に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありませんので、4枚目の要旨の朗読をもちまして、説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(要旨朗読)

総務課長 以上で、議案第16号、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 事前の委員会の方でも少し説明をされていたという風に記憶しているんですが、管理という風なことはこういった事をされているのか、そこをお聞きしたいと思います。

総務課長 管理につきましては、一部管理委託を地元自治会にお願いをいたし

ておりました、主には、受付事務と会館の掃除を行なっていただく内容でございます。

木澤委員 掃除に対しては報酬等は払っているんですか。

総務課長 委託契約の中で併せて盛り込んだ内容となっております。

木澤委員 年間、金額でいうと幾らぐらいですか。

総務課長 年間15万円の金額をお支払いさせていただいております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(9)議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)ついてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長

企画財政課長 議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)ついて、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

それでは予算に関する説明書によりまして、まず歳入からご説明をさせていただきますと思います。9ページをお開きください。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税で普通交付税で追加交付がありましたことから、744万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金ですが、第6節保険基盤安定負担金について交付決定がされましたことから、204万5,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金の第1節保険衛生費補助金では、当初合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受けることとしておりましたが、汚水処理施設整備交付金の採択を受けましたことから、当補助金の全額であります260万7,000円を減額し、代わりまして同交付金393万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。なお、この汚水処理施設整備交付金につきましては、平成18年度実施分の一部につきまして、平成17年度に追加内示を受けましたことから、133万円の増となっておりますところでございます。

次に10ページをご覧くださいと思います。

第4目教育費国庫補助金、第4節小学校費補助金では、国の補正予算に伴いまして斑鳩小学校の北館校舎の耐震補強工事が補助対象として採択をされましたことから、750万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、第6節保険基盤安定負担金では、その交付決定を受けましたことから、1,053万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第4節選挙費委託

金では衆議院議員選挙に掛かる執行経費が確定をし、交付決定が受けられましたことから、79万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び課徴金、第1節利子及び課徴金につきましては、それぞれの基金の利子が確定いたしましたことから、合わせて81万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、第2節民生費寄附金では、福祉基金にと10万円のご寄付をいただきましたことから、増額補正をするものでございます。

12ページをお開きください。

第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、第10節雑入では、まず、消防団員の退団に伴い消防団員退職報償金受入金42万8,000円の増額、また市町村振興宝くじ交付金につきましては交付決定がございましたことから358万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。13ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の第19節負担金補助及び交付金でございますが、今年度末での退職予定者のうち6名について退職手当組合特別負担金が生じたことから、2,696万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5目財産管理費、第22節積立金では財政調整基金等の基金利子が確定いたしましたので、それぞれ基金に積立てるため、合わせて70万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、第6目企画費につきましては文化振興基金の利子の補正に伴いまして財源振替を行なうものでございます。

14ページをお開きください。

第4項選挙費、第3目町長選挙費及び次ページの第4目斑鳩町農業委員会選挙費、第5目衆議院議員選挙費につきましては、それぞれ執

行経費が確定をいたしましたことから、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に16ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では第25節積立金でご寄付をいただきました10万円を福祉基金に積立をするものでございます。また、国民健康保険特別会計におきまして国保財政安定化支援事業費が確定をいたしましたことから、第28節繰出金、27万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第3目老人福祉費につきましては、福祉基金利子の確定に伴う財源振替を行なうものでございます。

次に、第8目国民健康保険医療助成費の第28節繰出金につきましては、基盤安定繰出金の額が確定いたしましたので、1,677万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第12目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費ですが、大広間の増築を行なう予定でございましたが、昨年4月に行ないました使用料の改定に伴い町民の皆さんのご利用が増えていますことや、地元との協議等が進まないことから、今年度は建設を断念することとし、2,500万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第13目介護保険事業繰出費ですが、介護保険事業特別会計におきまして介護給付費の増額補正、並びに平成18年4月からの制度改正に伴う電算システムの改修費の追加補正を行ないますことから、その繰出金を併せまして、225万円の増額補正をお願いするものでございます。

18ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保険衛生費、第5目老人保健事業費では、乳がん検診につきましては、集団検診におけるマンモグラフィの一人当たりの単価が当初見込みより低く抑えられたこと、また、個別受診でも受診者が当初見込みを下回る見込みとなりましたことから、委託料400万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項清掃費、第3目し尿処理費では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきまして、平成18年度実施分の一部が平成17年度において汚水処理施設整備交付金の追加内示を受けましたことから、19節負担金補助および交付金、399万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費の第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、昨年9月議会で追加補正をさせていただきました通信ケーブルの支障移転補償費につきまして、その移転が完了いたしましたことから、その不用額389万8,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員2名の退団に伴い消防団員退職報償金42万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

20ページをお開きください。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、斑鳩小学校北館校舎の耐震補強工事につきまして、先ほども申しましたように、国の補正予算に伴い補助対象事業として採択をされることとなりましたことから、その所用額1,500万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、町史跡駒塚古墳につきまして、今年度、墳丘保護のための整備及び基本計画策定業務を予定いたしておりましたが、県、文化庁との協議において、より慎重に進める必要があるとの結論に至り、今年度の執行を見直すことといたしました。第9節旅費で5万1,000円、第13節委託料で393万7,000円の、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。また、藤ノ木古墳整備基金につきましては、その利子が確定をいたしましたので、第25節積立金で1万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の補正に伴う財源振替を行なうものでございます。

第12款予備費につきましては、今回の補正予算が生じた財源、1,703万5,000円を留保することとしております。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費について、ご説明を申し上げます。

第4款衛生費、第2項清掃費の合併処理浄化槽整備補助事業につきましては、交付金の追加内示を受けました10基分、399万6,000円につきまして、平成18年度実施分でございますことから、繰越をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業につきましては、町道407号線道路改良事業で、先ごろ用地交渉が纏まりましたものの、それに時間を要し、年度内の工事着手ができなくなりましたことから、4,015万円の繰越をお願いするものでございます。

次に、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、現在も引続き用地交渉を行なっております。そういったことから、国道取付け部の詳細設計が今年度中に執行できない見込みとなりましたので、その事業費780万1,000円の繰越をお願いするものでございます。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、平成16年度の事業着手が遅れましたことから、平成17年度につきましても6億4,048万9,000円の繰越をお願いするものでございます。

次に、第9款教育費、第2項小学校費の校舎耐震補強事業につきましては、国の補正予算により国庫補助の採択を受けましたものの、その工事につきましては小学校の夏休み期間中に行ないたいことから、1,500万円の繰越をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算の定めを朗読させていただきたいと思います。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜り、原案どおり、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。なお、他の常任委員会に係る補正予算の各事案については、それぞれの担当常任委員会で説明され、了承をされているということであり、あらかじめご承知をいただいて、質疑をお受けすることといたします。

木澤委員 小学校の耐震補強事業について、夏休みに行なうからということで繰越明許で上げていただけてますが、これ、年次計画をもって進めていただいているという風に思うんですが、その進捗状況というのは計画に沿って進んでいるんでしょうか。

教委総務課長 これにつきましての年次計画ということで、中長期的な整備事業ということで平成9年から平成26年までの間を計画を立てて、準じ実施してまいりたいということで計画させていただいておきまして、平成17年度は国の予算の採択された中で、斑鳩小学校の北館の耐震補強工事を実施してまいりたいというふうに考えております。18年度も中学校の本館並びに北館等の2次診断も実施の計画を予定しております。

委員長 他にございませんか。松田委員。

松田委員 13ページの一般管理費の中での退職手当組合の負担金の関係なんですが、これは年度末の退職予定見込みというのは、この間、10名と言いましたね。そして、今日ここで補正で追加している分が6人分だという説明があったように思うんですが、今後、退職手当の関係について、どういう推移を辿っていくのかなど。かなり一般的には、退

職者が増えていって、退職金がかなり多くなっていくということで、町財政を圧迫するような関係について、色々議論をされているんですけども、斑鳩町としてはどんな推移にあると思っておいでになるのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

総務課長

退職手当につきましては、退職者の人数につきましては12月17日開催の総務委員会で将来の定年退職者調査ということで調査表を付けさせていただいておりましたが、それにつきましては、昨年の秋段階での数字でございまして変更になっております。今後、平成18年度で定年退職者、来年度で5名を見込んでおります。平成19年度でも5名、平成20年度で4名、平成21年度で4名、平成22年度で4名、平成23年度からは若干増えまして9名、平成24年度で8名、平成25年度で11名、平成26年度で8名という風に、10年間で延べ67名の退職を見込んでいるところでございます。

退職手当の負担金の増高による町の考え方、どういう風に見込んでいるのかということですが、2007年、2008年問題と言われております平成19、20年度の定年退職予定者は、今申し上げましたように、この2年では9名でございしますが、23年度からは退職者は毎年10人前後の退職者が出てまいるという風に見込んでおりまして、少なからず退職時の特別負担金は増える見込みであるという状況でございします。また、退職手当組合への負担金につきましても、団塊の世代、2007年問題によります影響でございしますが、過日、退職手当組合に問合せいたしましたところ、平成16年度末に退職手当組合の各市町村からの負担金の積立てた基金の額は、約143億円であるという風に聞いております。が、質問者のおっしゃいますように、県下市町村の退職者は平成18年度の見込みを退職者のベースにいたしますと、平成19年度はもう2倍に増えてまいります。県下の退職予定者数でございしますが平成19年度は平成18年度を基準といたしますと約2倍、平成20年度からは3倍の退職者が見込まれておるといいう中で、奈良県市町村職員退職手当組合におけます拠出いたし

ます負担金の率、現行1000分の90と申し上げておりますが、平成24年前後において、今の見込みを入れますと枯渇する見込みであるという風に聞かされました。また、その他の要素といたしましても、給与構造の抜本的改革によりまして、市町村職員の公務員給与が約4.8パーセント引下ることになり、負担金もその分減少となってまいります。また、市町村の定員適正化の進捗によりまして、職員数の減による負担金の減収が懸念されるということであり、この事から奈良県市町村職員退職手当組合においては、健全な退職手当の支給に係りまず運営を図りますためには団塊の世代での退職手当の財源確保を図って行かなければならないということでありまして、負担金の引上げをされる見通しであります。なお、時期につきましては平成18年度中に見直しをされて、平成19年度から基金を取崩しつつ、負担金の引上げを行なう予定である旨、説明を聞いたところであります。今、奈良県の退職手当組合の負担レベルにつきましても、1000分の90という負担金率では国内でも最下位の低い負担金率でございます。高いところでは岩手県では1000分の220という負担金をもう既に取りしているところもあり、全国平均では1000分の166が平均となっておりますことから、奈良県の退職手当組合への負担金率が現在はかなり低く抑えられてきたことが伺えると考えております。今後、退職手当組合で再度シミュレーションされ、平成19年度以降の財政運営を検討される中で負担金率が定められることであり、当町といたしましても財政への影響がかなり出てくると予測をしているところでございます。

松田委員 全体的な見方というんでしょうか、動きというのを説明を受けたんですが、今年度の見込みを見ても分かりますように、見込みは見込みで実際と非常に大きな開きが出てくるという状態に今あるように思うんですね。そして、財政の出きるだけ節減をと言われていたんですが、注目される状態というのは人件費であろうと。その人件費の突出というのは、今言われているのは、数の面では、一応、計画数と、言わ

れているのは数だと思うんですが、これは広報いかるがなどで発表をされている関係を言われているに過ぎないという風に思うんです。ただ、具体的な財政の展望と人件費がどうなるかという事については、数の面では言ってますが、金額の面では全然、今説明をしていません。そして、相当要るやろなど、という言い方でしか言ってないんですが、これからの関係というのは人件費に依存するのではなくて、そうすると事業だけでいいのかなという、そうではない訳ですよ。人件費でかなり、退職手当その他の関係で非常に膨大になってくる。従って、今のところ人件費の節減がどうのこうのと言っていますが、その節減した分をほとんど退職金で充当されていく、まだそれで不足すると。そして今回のように補正、補正という関係が出てくるという状態になってくると、かなり人件費というのは抑えていっても限度が出てくるという風になると思うんですよ。だから、一つの将来的な展望をする上において、いわゆる人件費がどうなってくるのか。横這いになって来て推移をするのか、あるいはその努力経過が現れて、だんだんだんだん、人件費については収支トントンという形になるという風に見るのか、あるいはどうかという事が一番大事だと思うんです。それなりに、減額措置を講じながら、人件費の抑制措置を講じていったとしても、なかなか退職の関係の増大の関係におっつかんのと違うかなという風に思うんです。だから、そういう面についてはもう少し町財政に及ぼす影響ということで、他に依存して国や県が言うてきたから、負担金を計上して行くんやという考え方だけではなしに、町としてどう推移をするんやということを、もうちょっと的確に掴めるような努力というものをしてほしいという風に思いますし、出きるだけこの辺はですね、甘く見るん出なくて、辛いくらいに見ておかないとですね、見込み違いになってくるんじゃないかなと。その辺が非常に大事だと思います。議会なども色々と叱られているんですが、少な過ぎるとか、努力が足らんとか、という風に言われているんですが、それぞれの見方があってのことだという風に思います。その辺についても十分留意をしながら、より財政的に一体どうなのか、推移して行くのか、と

ということについても、より注目をしながら必要の都度、我々にも聞かせてほしい、こういう風に要望しておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第17号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(10)議案第29号、斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務 それでは付託議案の10番目、議案第29号について、ご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

教委総務 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありません。理由書の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきますと存じます。

(要旨朗読)

教委総務課長 以上、簡単でございますが、議案第29号、斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

松田委員 確認だけしておきたいと思うんですが、この関係はですね、指導主事という言い方でいいのか、教育指導主事というのが本当なのか、どっちなんですか、これは。

教委総務課長 県の教育委員会の方では正式名称といたしましては、地域圏担当指導主事ということでございます。

松田委員 教育という関係が入ってないからですけど、中身的には教育ですよ。今までそう言ってたのに、この分だけ指導主事だけになってきているんですが、何で教育というのが入ってこないのか、不思議に思っているんですが、教育主事という言い方を通常しているんですよ。ところが、この関係についてはそういう事は抜けてしまう。それはどうしてなんかなと疑問があるんですが、なぜか。この文読んだだけでは分からんのです。教育のところで減ったんやなとか、分からんのです。ところが、実際は教育やと思うんです。そう書いているやつもあるんです。ところが、これについては表題も教育という関係が抜けてしまっているんですが、何でかなと分からんので、その辺ははっきりしませんか。疑問に思ったこともありませんか。

教育長 これにつきましては、当初、できたときは充て指導主事ということで、地域の教育長の助言指導するというような立場で県の方から派遣されていたものでございまして、委員おっしゃっていただいているように、中身は教育指導、教育の中身の指導ということでございます。

設置された時の状況というのは、十分理解していなくて申し訳ないんですが、他町村の共同設置の条例を見ましても指導主事ということだけの整理をされておりました、この当時の設置理由が分からないで、大変申し訳ないのですが、現状だけ申し上げて答弁とさせていただきますと思います。

松田委員 理由のところに書いているように、確か、一般質問か、関連質問かでもあったと思うんですが、教育行政の機構改革によって廃止をするんやという風に言っているんですよね。そうすると教育行政の機構改革というのはどういう風に行なわれてきたのだという事が、全体の理解がないといかんと思うんですよね。そのことの関係はただ単に主旨のところ言いながら、頭の関係とか、主項目の関係のところには教育の関係が抜けてしまう。今、特に教育の問題というのは喧しく、非常に興味を持っていますし、教育関係における犯罪行為、あるいは色んな事件というのが勃発している。非常に住民の関心が深い時であるという風に思うんです。そういう時に、教育をあえて抜いているということは、何かこの、そういう関係とちぐはぐな関係になっているのかなという印象を受けるんですよね。そうでないとするならば、この教育行政がどう改革されたんやと、それがその解消されるにふさわしい状況として改革されたんやという風にお互いに位置付けできてこそ、初めてこの関係の価値というものがでてくると思うんですよ。そういうことに疑問を持ちながら、だされたから、しょうがないなとそうですかということについて、決めざるを得ないという状況だと思うんですよね。それで本当にいいんやろうかと。あくまでも疑問とするところは疑問として正していきながら、きちっと整理をしていくという姿勢が必要ではないかなという風に私は思うんです。そういう意味だから、教育行政の関わりの中での共同主事の面でありながら、教育ということが抜けていることについては、どうも理解がしにくいという風に思ってるんですけどね。答えが十分できなければ、結構なんです。言うてもらって、かえって誤解するようなことになったらいかんと思

いますので、曖昧なことは聞きたくないんですが。ところが、今後ですね、教育行政の機構改革によって、こういう事が必要なんやと、あるいはこうなってきたんやということになるとすると、教育改革がどう行われていくんかという事について、きっちり説明をされなければならんと思うんです。前回ですか、総括質疑かなんかの時に、教育長が説明をしていますけども、どうもその辺は曖昧な説明であったように思うんで、より明確にするようにしてほしいと思います。だから、そういう確信を持った提案ができるように十分心掛けてほしいと思います。これは要望だけです。

委員長 理事者側の答弁、よろしいですか。
他に。

木澤委員 私も29号に関しまして、教育長が答弁している中では、県の方でまだ要綱も作ってないということでしたんで、総務委員会とよく理解をしたいと思いますので、要綱ができて示された際には、報告をいただきたいという風をお願いをしておきたいと思います。

委員長 理事者側よろしいですか。

教育長 県の方からそういう制度が明確になった時点で、ご報告させていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第29号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(11)議案第32号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長

企画財政課長 それでは、議案第32号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政課長 次のページをお開きいただきたいと思います。

(朗 読)

企画財政課長 この議案の内容につきましては、去る2月15日の総務常任委員会におきまして一定のご説明をさせていただいたところでございますが、3. 指定の期間、につきましては、議会運営委員会でのご意見等も踏まえまして、平成18年4月1日からの一年間とさせていただいたところでございます。この文化振興センターにつきましては、これまで管理委託制度により、斑鳩町文化振興財団に管理委託を行なっていたものでございます。この従来の管理委託制度は、指定管理者制度と同様に公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上、経費の節減を図ろうというものでございましたが、委託先が公共団体あるいは公共的団体及び地方公共団体が出資する法人等に限定されておりました。しかしながら平成15年の地方自治法の改正により、行政の民営化、行政運営の民間手法の導入を図る観点から、広く民間の営

利法人も含めた法人その他団体にも範囲が拡大されたものでございます。これにより一層、住民サービスの向上、経費の節減を図ろうとするものでございます。この度の文化振興センターの管理委託につきましては、公募によらず、斑鳩町文化振興財団を単独指定するものでございます。その理由といたしましては、文化振興財団が過去8年間の、いかるがホールの管理運営の実績を有し、施設の詳細及び業務内容を熟知しておりますことから公益的な運営が期待できる事、また文化振興財団はいかるがホールを拠点として、斑鳩町の文化振興を図る事を目的とし、斑鳩町が設立した法人であり、いかるがホール設置目的をよく理解し、また町の意向にそった運営を期待している事でございます。3点目としまして、文化振興財団は地域の文化活動家の育成、文化団体や活動団体の住民サポーター活動の支援など、文化振興を図る様々な自主事業展開をしており、施設管理と合わせた一体的で効率的な、また質の高い運営が期待できるものでございます。以上、申し上げました事由により、斑鳩町文化振興財団を指定管理者として単独指定するものであり、文化振興センターの管理については、直営によらず従来の管理委託制度から指定管理者制度に移行するものでございます。なお、今後、他の公の施設の指定管理者制度の導入にあたりましては、営利法人を含めました法人等の団体も候補の対象になってこようと思いますが、ご承知のように、野迫川村の観光ホテルの例にも見られますように、営利法人等に委託することにより、よりサービスの向上と経費の節減が期待できますものの、その半面リスクを伴う事もじゅうぶん考えられるところでございます。施設の設置目的、委託業務の内容等に応じて、管理運営等の経費の節減を図れるかどうか、更なる住民サービスの向上が図れるかどうか、あるいは管理運営技術や専門知識などの経営資源を活用する事によって、設置目的を効果的かつ効率的に達成する事ができるかどうか。また制度の理由に合理性があるのかどうか。業務を行う上で安定して管理運営できるノウハウや人的、物的有能があるか等について、公の施設ごとに慎重に検討していかなければならないという風に考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。
議員皆様におかれましては、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案
通りご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

松田委員 これは、今つけてくれていてね、参考資料として、指定管理者指定
申請書、これ十分目をとおしている暇ないんですよ。ですから、つ
じつまの合わん質問をするんか分かりませんが、現在で見ると、
斑鳩町文化振興センターの管理運営体制についてですね、常任理事と
いうのが置いてないと思うんですよ。欠員なってるのかどうか知り
ませんがね。事務局長というのは、これはいわゆる町の、結局財政
課の参事の事を意味してるのかなという風に思うんです。それ以外に
見ようがないんですけども、そうでないと、従業員と書いてるところ
については、参事の所在が明らかでないと、全体見てみてもどこにも
書いてない。そうなってくると、結局、指定管理者制度と言いながら
ですね、団体の実績とかどうか従業員の数は分からん事はないけど
も、一番肝心要の人の関係はどこでどうなってるのか分からんので
すよね。そして費用なんかについては、当然町がもってるという事にな
るんですよ。町はだから、人も出しているし、補助金と言うていい
かどうか知りませんが、資金を出しているし、運営費を出しているし、
という事なんですよ。だから、そういう関係に今現在あると思うん
ですよ、これを見る限りにおいて、どう見ていったらいいのかなと。
この関係になってないように思うんですよ。それは、どういう事で
この申請書の審査をしてるんでしょうかな。ただ、僕はね、つじつま
合わせをしてるんだという風に思うんですけど、結果的にあまり、多
くを言う、時間も時間やさかいに、言わなくてもこの前も言ってあるし
ね、結論だけ申し上げておきたいと思うんですけどね、僕はやっぱり
この管理者制度、指定の処置というのが条例その他で決めてますから
やむを得ないという風に思うんですけど、あまり期待できないという

風に思うんですよ、率直に申し上げて、申し訳ないんですけど。だから、指定の目的が利にかなったものとして、本当に期待できるのかという事について、厳正に検討してみて、その評価がどうであるのか、という事について、任期も一年しかないわけですから、当初提出されたものを修正して、一年という事にされてるわけですから、一年間の実績というものを十分にやっぱり精査をしながら、正しく指摘して取扱いができるようにしてほしい、という事だけ要望しておきたいと思うんです。あまりどうこう言うてみても、前回もかなり言うてますし、結論は一緒だと思うんですけど、時間をくうしするだけやと思いますさかい、その事だけ要望しておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第32号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査についてであります。先に開会されました予算審査特別委員会において、法務局斑鳩出張所建物の払下げに関し、委員より質疑がありました。この件は当委員会に関わることでありますので、一般の説明に先立ち、理事者よりこの払下げに関しての説明を求め、各委員の認識を深めたいと思います。理事者の説明を求めます。

町 長 皆さん方には大変、時間が迫ってますのに申し訳ございません。予

算委員会でもございましたように、法務局斑鳩出張所建物払下げの件につきましては、先の予算審査特別委員会におきましても松田委員さんからご指摘を受け、委員皆さんに対してお詫びを申し上げたところでございます。この件につきましては、議会はもちろんの事、特に担当の総務常任委員会の皆さん方には色々のご心配をおかけしてきたところから、我々といたしましては、はっきりと無償で払下げを要望いたしておりましたが、有償での払下げとなった事、また今後、本町として、どのように活用していくか、内部で十分検討させていただいた事等につきまして、できるだけ早い時期にご報告を申し上げ、委員皆さん方のご理解とご協力をお願いすべきでありました。特に払下げにつきましては、有償での払下げで国と話をして参りましたが、この事の報告をして来なかった事から、議員皆様方の信頼を失う結果となり、またご迷惑をおかけする事になりました。大変申し訳なく、深く反省をいたしているところであり、今後、このような事のないよう、十分注意して参りたいと考えておりますので、何とぞよろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げまして、お詫びを申し上げたいと思います。

総務部長

私の方からは、払下げにかかります経緯について、簡単にご説明申し上げます。まず、平成17年3月16日、奈良地方法務局長さんが来られまして、町長と面談されております。その内容につきましては、国の行政改革により、奈良地方法務局斑鳩出張所を廃止し、葛城支局と統合したいという主旨でございました。なお、この事に対しましては、後日、葛城支局との統合ではなく、奈良地方法務局への統合について、生駒郡の一致した要望として申し上げ、町長の方から、生駒郡町村会として申入れをされております。平成17年4月25日、生駒郡町村会長として町長が、法務副大臣、滝法務副大臣に対しまして、奈良地方法務局斑鳩出張所施設を無償にて払下げの要望をされております。平成17年6月14日には、本庁からの指示によりまして、奈良県地方法務局長が生駒郡4町の統合先についての、再度確認をされておりました。4町におかれましては、葛城支局ではなく、奈良地方

法務局に統合される事に異論がないという事でありまして、その関係について法務省の方へ連絡、報告されております。平成17年7月4日には、奈良地方法務局の会計課長が来庁、町長と面談されまして、法務局側より払下げについて、斑鳩出張所推定の売り渡しの価格も提示をされております。その結果といたしまして、申し上げますように、258万円の額を示されたものでございます。平成17年8月23日の総務常任委員会におきまして、各課報告事項の中で、国より払下げの内諾が得られた事から、利用方法について、各公共施設としての再利用を含め、内部で検討していきたい旨を報告させていただいております。平成17年9月7日には、本庁からの通知が奈良地方法務局にありまして、斑鳩出張所を奈良地方法務局に統合するという正式な決定がございました。平成17年9月16日の総務常任委員会におきまして、継続審査の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事についての説明の中で、法務局斑鳩出張所の跡地について、当町としての利用につきましましては、文化財に関する拠点施設としての再利用をしたい旨という事で、教育委員会側から報告をされております。平成17年11月21日、斑鳩庁舎について、斑鳩町が法務局から取得する事について、平群町、三郷町、安堵町から正式に了承を得ております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたが、各委員さん、質疑、意見があればお受けします。

(な し)

委員長 ございませんか。

ないようですので、私の方から。当委員会としましては、厳しい財政事情にあり、財政の健全化を目指している時期、多少と言えども極力支出は抑えるべきであると思っております。有償を前提としての交渉過程との説明は、甚だ遺憾ではあると思っておりますが、払下げ交渉が最終段階

に至っている事から、やむを得ない事とは判断します。また、理事者におかれましては、この事を真摯に受け止められまして、財政負担の軽減により努めていただきたい旨を申しそえておきます。以上で、この件に関しては終っておきます。

松田委員 僕はね、町が何回も言って来てますから釈明するなり、その間の経緯について、説明があったという事について、行政側の立場としては理解をいたします。ただ、議会としては、いわゆる奈良地方法務局斑鳩出張所の建屋の無償払下げについてはですね、議会の意思として要望書を提出してはどうかという事などの意見があります。したがって、この事については、当然に、議会の判断によって対応する必要になるだろうという事を申し上げておきたいと思うんです。したがって、今日はですね、この事についての経緯とこの間の取扱いについての理事者側の釈明答弁があったという事で受け止めておきたい、こういう風に思います。あとは、議会の問題として取扱われるという事についても、理事者側としては承知をしておいてほしい、こういう風に思うんです。以上です。

委員長 他にはございませんか。

(な し)

委員長 それでは（１）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事についてを議題と致します。理事者の報告を求めます。
阪野生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事について、ご報告申し上げます。

まず最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告申し上げます。史跡藤ノ木古墳の整備に関しては、前回の委員会で申し上げましたよ

うに、基本設計書が出来上がりまして、現在実施設計書の作成にとりかかっているところでございます。また（仮称）文化財活用センターの計画にあたりましては、先ほどから、町長並びに総務部長の方から説明がございましたように、法務局斑鳩出張所の建物を258万円の有償で払下げを受けることについて、教育委員会といたしましても、当常任委員会に報告することを失念してしまいましたことを重ねてお詫び申し上げます。何卒よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、史跡中宮寺跡の整備に係ります進捗状況についてご報告申し上げます。今年度実施しております用地買収につきましては、3月末をもって完了いたしますよう、鋭意努力を行っているところでございます。また平成18年度につきましては、2月の委員会でご報告させていただきましたとおり、残り1件の用地買収を行うと共に、整備検討委員会を設置し、整備に伴う発掘調査計画の立案作成を行っていく予定でございます。

次に、町史跡駒塚古墳についてでございます。この件につきましても、町内に所在する数少ない前方後円墳であることから、文化庁、県との協議の結果、より慎重を期した上で、事業を進めて行く必要があるとの結論に達したため、本年度に予定をいたしておりました整備に伴う実施設計書の作成を見合わせ事とし、本定例議会付託議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）において整備費として計上しておりました予算額399万8,000円の減額補正をお願いしたところでございます。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告でございます。よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。継続審査については、報告を受け、了承したという事で終了します。

委員長 次に、各課の報告事項について、（１）平成１８年度の地方税制改正について、理事者の報告を求めます。

税務課長 現下の経済、財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制、の構築に向け、３兆円規模の所得税から個人住民税への税減移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を実施することとし、今回の改正が予定されているところです。その主な内容についてご説明させていただきます。

まず、個人住民税では、非課税限度額の改正でございます。個人住民税非課税限度額は、特に低所得者の税負担に配慮し、所得金額が一定の水準以下である者について非課税とされています。この非課税限度額は、均等割について、生活扶助基準額を、所得割額については生活保護基準額を勘案し、設定されており、これらの規準額の改正を踏まえて、この基準額程度の所得しか得ていない人が課税されないよう、１８年度課税分で見直しを図るもので、この引下げ額は、均等割の非課税限度額の加算額を、現行１７万６，０００円から１６万８，０００円に引下げる。また、所得割の非課税限度額についても、現行３５万を３２万円に引下げるものでございます。

次に、所得税から個人住民税へ３兆円規模での税源移譲を行なう目的で、現行の左側累進税率を、１９年度課税分から、町民税６％、県民税４％の一律１０％の標準税率とするものです。また、この改正に伴い、国税の所得税について、同時に改正されます。

次に定率減税の廃止でございます。この定率減税は、１７年度税制改正で、１８年度までに段階的に廃止することとされ、１８年度は７．５％の上限２万円とされ、今回の改正では、導入時と比べ、景気が回復してきたことや、１９年度から税源移譲に伴う所得税と、個人住民税の大きな改正が実施されることを踏まえまして、１９年度課税分か

ら廃止することとなったものでございます。

次に、地震保険料控除の創設として、地震保険料の2分の1、最高2万5,000円までの所得控除が、平成20年度から適用されることとなります。固定資産税及び都市計画税の改正については、固定資産税は市町村の財政を支える基幹税で、安定的な確保が重要であります。このことから、土地にかかる固定資産税は、各市町村の裁量の中で評価を実施されていたものを、平成6年度以降実態価格の7割評価が実施され、均衡化が図られたところです。このため、税負担が急増することから、これに配慮した負担調整措置が講じられてきた結果、負担水準に依然としてばらつきが残っています。このため、今後、これまでの負担調整措置を基本に、負担の均衡化・適正化を一層促進するとともに、納税者に分かり易く簡素化するための改正が行なわれます。別紙資料をご覧くださいと思います。具体的には、商業地等、宅地、については、左の図のように負担水準ごとに、細かく負担調整率を定めておりましたが、今回の改正では、1. 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。2. 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据置く。3. 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額の5%を加えた額を、課税標準額とする。ただし、評価額の60%を上回る場合には、60%相当額として、評価額の20%を下回る場合には、20%相当額とする改正が行われるものです。4. 平成16年度から講じられている条例による減額制度は、継続されております。別紙資料の裏面をご覧くださいと思います。住宅用地の負担調整措置の改正でございますが、住宅用地の特例として、小規模住宅用地は200平米未満は評価額の6分の1、それ以上の一般住宅用地は3分の1とする特例がございます。この住宅用地についても、商業地等と同様、負担水準に応じて負担調整率を定めておりましたが、負担水準が80%未満の場合、前年度の課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地の特例を乗じた評価額の5%を加えた額を、課税標準額にする改正です。ま

た、80%を上回る場合は80%、20%を下回る場合は20%の額を評価額とする改正が行なわれます。

なお、農地については、前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて、一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続されることとなります。また2として、安心、安全のための税制として、昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震工事を施した場合、改修家屋全体にかかる固定資産税の2分の1を減額する措置が講じられ、19年度から適用となります。この対象範囲は、固定資産税税額を、平成18年から21年までに改修した場合には3年間、平成22年から24年までに改修した場合には2年間、平成25年から27年までに改修した場合には、一年間と、早期に取りかかったものの方が、より多く控除が受けられるようになっています。

次に、たばこ税でございますが、財政再建の一環として、国、県、町のそれぞれについて平成18年7月から引上げられます。その率は、町たばこ税で1000本あたり、現行2,977円を3,298円とし、旧3級品たばこについても、1000本あたり1,412円を1,546円に改めるものです。

以上が、平成18年度に予定いたしております、税制改正の主な内容となっております。今回の改正につきましては、3月末頃に可決成立される事が予想されることから、18年4月1日に実施されるものについては、専決処分をもって対応いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

松田委員 ちょっと分らんのです、説明があつたのか分かりません。これで例年のように専決処分でもって18年度から実施するのはどれとどれですか。

税務課長 専決でお願いしたいと考えておりますのは、1. の個人住民税、非

課税限度額の改正でございます。これは18年4月1日から実施になると考えております。これにつきましては、専決をお願いしたいという風に思っております。それから、固定資産税及び都市計画税の中で、今回の負担調整措置でございます。これは、18年から20年までの間の適用となりますので、これにつきましても、専決をお願いしたいという風に考えております。

松田委員 そのもの、今言われている、18年度専決されるものについては、18年度の予算の中では補正で出てくる問題ですか、それとも現在、当初予算の中で見込んでいるものがあるんですか。

税務課長 税制大綱、税府情報で情報を得ておりますので、既に予算につきましては、入っております。

松田委員 そうすると、多少は勉強不足で、予算書持ってきとかなあかんのですけど、個人住民税の関係はですね、なんぼくらい増えることになってるのか。18年度で。

税務課長 18年度につきましては、個人住民税で影響あるもの自体が88,000円程度になるという風に見ております。

(「あんまり変わらんという事やな」との声。)

はい。ただ固定資産につきましては、固定資産税が大体150万、それから都市計画税が30万円位になるという風に思っております。

松田委員 もう一つ。あと、改正条例が出てくるものはいいとして、たばこ税の関係というのは、7月1日からという事は、先ほど言われているように、見込みをたててるんですか、見込み額になってるの。

税務課長 7月という事でありますから、7月以降の分については、積算に入っております。

松田委員　そうすると、この事というのが、ちゃんと説明をしとかなんだらあかん問題ですよ。それは、わしらが聞き逃してるのか、それとも皆さんが言い逃してるのか、どっちなんですか。18年度予算まで審議、これから報告あって色々していくんやけど。

総務部長　とりわけ、税制改正についての突っ込んだ、我々としての説明はしてなかったような事でございますので、当然すべきであったと思います。申し訳ございません。

松田委員　結局、予算があっても、条例の改正ができないとですね、執行できないという事になって、やっぱり予算がそこからとそういう性格は分かるんですけど、少なくとも18年度税制改正が現在の関係間に合わんから、年度末、専決処分でもして、処置をしていかなきゃならんと、しかもそれが予算に見込まれているとすればね、その主旨の説明というのはしとく方が親切なんではないかなと、できるだけ専決処分を避けてくれと言ってますけども、この分については、従来の例では、やっぱり専決処分にするものと、あるいは、後から必ず出てきますよ、という関係で、単年度で処理をする問題でなくも出てくるものもあるわけですから、そういう面については、明確にやっぱりしとかないと、事務担当者だけが承知をしていると、我々が後追いするような形で審議をしていくという格好というのはあまり好ましい姿ではないと思いますし、いたずらに余計な時間と議論を費やす事になるのではないかなと思います。この辺は、私は今後の取扱いとして配慮をしていただく必要があるという風に思いますけども、特に今回、委員会としても、税制改正の説明、報告を受けたんですけど、単に報告という事じゃなしに、18年度で、18年度から実施をするという事で、専決処分を必要としてるんやと、あるいはそういう関係については、きっちり報告をしておく必要があると思うんです。だからその面については、委員長のもとでも誤解のないように、きちっと税制改正の概要について

は報告があった。だけど、これとこれについては専決処分を必要とするという事で、それは了解するのかもしれないのか、という事は委員会として必要になってくるという風に思うんですけどね、それはまた後でお諮りをいただいて、いずれにしてもきっちりしとかんとあかんということと、これは総務委員会で聞いて、予算審査特別委員会で聞いてなかったという事になってくると、やっぱり予算審査の報告も委員長がしてくれるわけですから、知らなんだというのは具合悪いやろなと思うんで、その辺はどういう風に扱ってもらうことにしたらいいのか、やっぱり総務委員会は税の関係では所管事項ですからね、ある意味では相談をしておく必要があるという風に思うんですけどね、どうなんでしょうかね。

委員長 そうですね、私の方から予算審査の委員長の方に話させていただきまして、相談させていただくという事で、ご了解いただきたいと思いますが。

松田委員 その事で、議会内の問題に、言うたとか聞かんとか、報告の内容どうとか、という事になるというがちですよ。そういう事のないようにせんといかん、単に説明をするだけの事でいいかどうかあると思うんですけどね。

 この取扱いについては、理事者側とも十分相談しといてください。

委員長 はい。分かりました。他にございませんか。

 (な し)

委員長 そしたら、ただ今の報告の中で、地方税制改正について報告は受けました。ただし、専決処分として委員会として了承するという事で。

松田委員 仕方ないと思うんですよ、だから専決処分、この税制改正を聞いて

たという事だけじゃなくて、これこれの関係については、専決処分を
すると。しかもそれは予算的にも、ある程度見込まれてるというなら、
その旨ははっきりしといて、その他の後の関係は、改めて議会で審議
をする機会があるという事が、明確にした方がいいと、私は思うんで
す。

委員長 分かりました。そしたらその事ははっきりと委員長報告の中で、申
し述べたいと思います。

他にございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告はございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、これら各課報告事項については、説明を
受け、了承したという事で終わります。

他に、理事者側から報告はありませんか。

(報告なし)

委員長 以上、これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承した
ということで終わります。

次に、その他について委員の方から質疑、意見等があればお受けい
たします。

(質疑なし)

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午後 1 2 時 4 4 分 閉会)